

## 会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成30年12月20日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 甲斐徳之助君
- 5番 守屋常雄君
- 6番 杉森弘之君
- 7番 須藤京子君
- 8番 黒木のぶ子君
- 9番 池辺己実夫君
- 10番 市川圭一君
- 11番 伊藤裕一君
- 12番 長田麻美君
- 13番 山本伸子君
- 14番 遠藤憲子君
- 15番 鈴木かずみ君
- 16番 利根川英雄君
- 17番 山越守君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 小松崎伸君
- 22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市長	根本洋治君
副市長	滝本昌司君
教育長	染谷郁夫君
監査委員	早川広行君
市長公室長	吉川修貴君
経営企画部長	飯泉栄次君
総務部長	中澤勇仁君
市民部長	高谷寿君
保健福祉部長	川上秀知君
環境経済部長	藤田聡君
建設部長	八島敏君
教育部長	川井聡君
会計管理者	山越恵美子君
農業委員会事務局長	結速武史君
経営企画部次長	吉田将巳君
総務部次長	小林和夫君
市民部次長	植田裕君
保健福祉部次長	藤田幸男君
保健福祉部次長	小川茂生君
環境経済部次長	梶由紀夫君
建設部次長	根本忠君
建設部次長	山岡孝君
建設部次長	長谷川啓一君
教育委員会次長	杉本和也君
教育委員会次長	飯野喜行君

全 参 事

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本 仁 君
庶務議事課長	野島 貴夫 君
庶務議事課長補佐	田上 洋子 君
庶務議事課長補佐	飯田 晴男 君

## 平成30年第4回牛久市議会定例会

### 議事日程第6号

平成30年12月20日(木) 午前10時開議

- 日程第 1. 議案第61号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について
- 日程第 2. 議案第62号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第63号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第64号 牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第65号 牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第66号 牛久市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第67号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第68号 平成30年度牛久市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 9. 議案第69号 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10. 議案第70号 平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11. 議案第71号 平成30年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12. 議案第72号 平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13. 議案第73号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について
- 日程第14. 議案第74号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第15. 議案第75号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第16. 意見書案第9号 消費税10%への引き上げの中止を求める意見書の提出について
- 日程第17. 決議案第3号 非正規雇用保育士の処遇改善を求める決議について
- 日程第18. 決議案第4号 牛久運動公園等の施設運営にあたり適切な契約の締結を求め

る決議について

日程第19. 閉会中の事務調査の件

午前10時01分開議

○議長（板倉 香君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

議案第68号に対する修正案の1件、決議案第4号の1件が提出されました。

教育民生常任委員長より閉会中の所管事務調査の報告を受けましたので、報告書を机上に配付しておきました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第61号ないし日程第15、議案第75号の15件、日程第16、意見書案第9号の1件、日程第17、決議案第3号の1件を一括議題といたします。



議案第 61号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について

議案第 62号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 63号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 64号 牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について

議案第 65号 牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

議案第 66号 牛久市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 67号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について

議案第 68号 平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

議案第 69号 平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 70号 平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 71号 平成30年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 72号 平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 73号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について

議案第 74号 損害賠償の額を定めることについて

議案第 75号 損害賠償の額を定めることについて

意見書案第9号 消費税10%への引き上げの中止を求める意見書の提出について

決議案第 3号 非正規雇用保育士の処遇改善を求める決議について

○議長（板倉 香君） 本件に関しましては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査経過並びに結果についての報告を求めます。

まず、杉森総務常任委員長。

平成30年12月20日

牛久市議会議長殿

総務常任委員会

委員長 杉 森 弘 之

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第61号	不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について	原案可決
議案第62号	牛久市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第63号	牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第68号	平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第73号	公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について	原案可決
議案第74号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
議案第75号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
意見書案第9号	消費税10%への引き上げの中止を求める意見書の提出について	原案否決

---

[総務常任委員長杉森弘之君登壇]

○総務常任委員長（杉森弘之君） 総務常任委員会委員長審査報告。

平成30年12月13日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月14日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第61号は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてであります。

本件は、工業標準化法の改正に伴い、牛久市手数料徴収条例、牛久市個人情報保護条例、牛久市情報公開条例、及び牛久市行政不服審査会設置条例の規定中、日本工業規格を日本産業規格に改める改正、その対応条項の整理等を行うものであります。

議案第62号は、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、人事院勧告に基づき、市長、副市長、教育長の12月期の期末手当の支給月を0.05月引き上げるものであります。また、平成31年度からの6月期と12月期の期末手当の支給月数が均等となるよう変更するものです。

審査に当たり委員からは、この条例は、連動して市議会議員も対象となるのか、年間に増加する費用について疑問がなされました。市執行部からは、牛久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例がこの条例の支給月数を引用することとなっており、市議会議員も対象となる。影響額については、特別職3名で12万6,500円、市議会議員全員では、49万7,950円となっているとの答弁がありました。

議案第63号は、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、人事院勧告に基づき、市職員の給料の額を改正するものであり、給料月額については平均0.2%引き上げ、勤勉手当については、一般職、再任用職員とも0.05月引き上げるものであります。また、平成31年度からの6月期と12月期の期末手当の支給月数が均等となるよう変更するものです。

審査に当たり委員からは、市職員の給与に関する条例改正は、議案第62号同様、改正によりどれくらいの影響額があるのか疑問がなされました。市執行部からは、先ほど答弁した特別職と市議会議員も含め、時間外勤務手当等の差額等も含めた全体では、約1,325万円程度の増加を見込んでいるとの答弁がありました。

議案第68号は、平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）別記記載の当該委員会の所管事項につ

いてであります。

本件は、歳入の主なものについて、固定資産税償却資産の増額補正については、企業等の設備投資及び太陽光発電設備の新設による償却資産の増加であります。

審査に当たり委員からは、固定資産税の約9,000万円の増額補正については、企業等の設備投資及び太陽光発電設備の新設によるものと説明がありましたが、もう少し詳しく伺いたい等、質疑がなされました。市執行部からは、桂工業団地企業で約1,900万円、奥原工業団地企業で約1,100万円、また既設の大型企業で約1,000万円、医療法人が約900万円の設備投資があり、また太陽光発電については、奥野地区方面で大規模な太陽光発電の設備投資や大規模企業等の屋根に太陽光パネル等設置の設備投資が数多くあり、それらを積み上げて約9,000万円となっているとの答弁がありました。

歳出の主なものについて、東日本大震災における被災者の生活再建を支援する補正については、浪江町から牛久市に1名避難し居住している応急仮設住宅借り上げ料で、そのアパートの更新料と4月分の家賃1カ月分の補正であります。

パスポート申請を受け付けし交付する補正については、パスポートの申請件数の増加による茨城県収入証紙と収入印紙購入のための増額補正であります。

審査に当たり委員からは、東日本大震災における被災者の生活再建を支援する補正について、東日本大震災からことしで8年目になり、ほかに支援をしている世帯等はないのか、パスポート発行の増加が見られ、ここ数年具体的にどのくらいふえているのか等、質疑がなされました。市執行部からは、現在避難されて支援をしているのは1名であり、昨年までは数名いましたが、皆さん市内に家を建てて自立している。パスポートの交付件数の実績については、過去3年間で平成27年は2,540件、平成28年は2,720件、平成29年は2,772件となっているとの答弁がありました。

議案第73号は、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書についてであります。

本件は、龍ヶ崎市と公の施設相互利用に関する協定書を締結している対象施設のうち、龍ヶ崎市市街地活力センターメインが本年10月31日をもって閉館となったことから、対象施設から除外する協定に変更するものであります。

議案第74号及び議案第75号は一括議題とし、損害賠償の額を定めることについてであります。

本件は、議案第74号は、平成27年3月2日発生の公用車による交通事故に伴う損害賠償の額を定めることについてであります。当事者と示談の内容が調い、損害賠償額が1,006万8,390円であり、全額保険での対応であります。

次に、議案第75号は、議案第74号で説明をしました当事者が国民健康保険加入であったことから、当事者から損害賠償請求権を受託しました茨城県国民健康保険団体連合会と市が示談し、損害賠償額が110万5,787円であり、全額保険での対応であります。

審査に当たり委員からは、損害賠償額が大きいのは、バイクが高価なものなのか、平成27年3月発生の事故から示談まで時間がかかったのはなぜか等、質疑がなされました。市執行部からは、バイクの賠償額は約20万円程度となっている。また、示談まで時間がかかった経緯は、事故発生後、入院、通院後、症状が固定された後に後遺障害が出て、後遺障害の等級が確定した後に示談交渉となったため時間がかかったとの答弁がありました。

意見書案第9号は、消費税10%への引き上げの中止を求める意見書の提出についてであります。

以上、8件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第61号、議案第63号、議案第68号及び議案第73号ないし議案第75号は全会一致により、議案第62号は賛成多数によりいずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第9号は、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（板倉 香君） 次に、須藤教育民生常任委員長。

平成30年12月20日

牛久市議会議長 殿

教育民生常任委員会

委員長 須藤京子

#### 教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第65号	牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第67号	牛久市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決

議案第 68 号	平成 3 0 年度牛久市一般会計補正予算（第 2 号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第 69 号	平成 3 0 年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 71 号	平成 3 0 年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 72 号	平成 3 0 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
決議案第 3 号	非正規雇用保育士の処遇改善を求める決議について	原案可決

〔教育民生常任委員長須藤京子君登壇〕

○教育民生常任委員長（須藤京子君） 教育民生常任委員会委員長審査報告。

平成 3 0 年 1 2 月 1 3 日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る 1 2 月 1 7 日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第 6 5 号は、牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、牛久市立中根小学校内に設置している第一幼稚園を、ひたち野地区に移転新築することに伴い、設置位置及び定員について改正するものであります。

審査に当たり委員からは、公立の幼稚園の定員数、第一幼稚園が移った後の利用について質疑がなされ、市執行部からは、公立幼稚園については、第一、第二幼稚園とも 7 0 名ずつで合計 1 4 0 名となっている。第一幼稚園が移った後の利用については、小学校の教室として使うとの答弁がありました。

また、委員からは教室として使う場合の改修等について、第一、第二幼稚園の職員体制について質疑がなされ、市執行部からは、この教室は黒板とロッカーが備えつけられているのでそのまま使用できる。職員の体制として現在、正規職員が第一、第二幼稚園で 2 名ずつ計 4 名、非常勤職員が第一幼稚園で 3 名、第二幼稚園は 4 名となっているとの答弁がありました。

議案第 6 7 号は、牛久市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、牛久運動公園に設置する武道館を有料公園施設に加え、市民の健康スポーツ施設として、より一層の利用者の増加を目的とするものであります。

議案第 6 8 号は、平成 3 0 年度牛久市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして国庫支出金の教育費国庫負担金は、公立学校施設整備費国庫負担金の増額計上等であります。県支

出金の民生費県補助金は、民間保育園に対する事故防止推進事業補助金等の計上に伴う増額であり、市債は国庫負担金等の増加に伴う減額であります。

歳出の主なものとして、民生費の児童福祉費は、民間保育園における業務効率化推進事業及び事故防止推進事業に対する補助金の計上等であります。教育費の保健体育費は、牛久運動公園プールのドーム上屋の解体費を計上するものであります。

審査に当たり委員からは、プールの入場者数、入場料収入、収支について、プールを中学校の水泳授業に使用していることから授業時間への影響について、牛久運動公園プールのドーム上屋解体について質疑がなされ、市執行部からはプールの入場者数、入場料収入について、平成27年は入場者数1万8,000人、430万円の収入、平成28年は1万4,000人、370万円の収入、平成29年は1万4,500人、357万円の収入、平成30年は1万4,000人弱、無料化ということで収入はゼロとなっている。収支については、プールの監視経費だけで毎年1,570万円程度出ており、もともと黒字にはならない事業である。水泳授業時間は、県の基準でも天候等を考慮し時間数には幅があり、解体後に屋外プールとなっても通常学校プールは屋外が多いことから影響は出ないと考えている。工事費の積算については、アーチ状の屋根を下のプールを壊さないで行う丁寧な工法を考えており、入札は来年1月中旬に一般競争入札で実施したいとの答弁がありました。

また、委員からは、小学生通学用ヘルメット導入の背景、保護者の意向聴取について、学校、保護者等への説明、県内の状況について質疑がなされ、市執行部からは県からヘルメット着用促進の依頼があり、また大阪北部地震でのブロック塀倒壊による児童の死亡事故発生後の通学路の安全点検結果、市内児童の交通事故による被害発生など種々の状況により、徒歩通学児童のヘルメット着用の判断をした。先行自治体でも導入時には反発もあったが、一、ニカ月で反対意見はなくなった。県の調査によると、県内の通学用ヘルメットを導入しているのは11市町村であり、そのうち全域の学校で導入しているのは7市町村である。そのうち、那珂市が半額補助、五霞町が500円補助、その他が全額補助となっている。学校、保護者等への説明については10月25日校長会への説明、11月21日市内全校のPTA役員の会合時に説明し、その中ではいずれも反対の意見はなかったとの答弁がありました。

議案第69号は、平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入の主なものは、今年度の収入見込みに基づく国民健康保険税の減額を行うものであり、繰入金は、補正予算調製に伴う財源不足を一般会計から繰り入れるものであります。歳出の主なものは、前年度の精算に基づく償還金の計上等を行うものであります。

議案第71号は、平成30年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の主なものは、歳出予算において、職員給与関係経費の増額を行うものであり、全額を一般会計から繰り入れるものであります。債務負担行為については、平成31年度4月1日以降における地域包括支援センタ

一運營業務等に関し、準備期間に日数を要することから、新たに設定するものであります。

審査に当たり委員からは、地域包括支援センター運營業務等の債務負担行為に至った経緯について質疑がなされ、市執行部からは、規定で決められた職員数があり、高齢者の人口がふえたことにより、現在12名の職員を15名に増員し運営するものとなっているとの答弁がありました。

議案第72号は、平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の主なものは、歳出予算において、前年度の精算に基づき後期高齢者医療費負担金を追加負担するものであり、全額を一般会計から繰り入れるものであります。債務負担行為については、平成31年度4月1日以降における公金収納情報データ作成業務等に関し、準備期間に日数を要することから、新たに設定するものであります。

決議案第3号は、非正規雇用保育士の処遇改善を求める決議についてであります。

本件は、牛久市に対し市立保育園も含めた非正規雇用保育士の処遇改善のために、労働時間に応じた上乘せ補助を実現するよう、強く求めるものであります。

以上、7件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第65号、議案第67号、議案第69号、議案第71号及び議案第72号は全会一致により、議案第68号は賛成多数によりいずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、決議案第3号につきましては全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

次に、「閉会中の所管事務調査報告書の提出について」を議題とし、「牛久運動公園プールの管理委託業務の調査研究」を調査項目とする閉会中の所管事務調査が終了したことから報告書が提出されました。審査に当たり委員からは、これまでの経過と結果及び今後の対応について確認したいとの意見が出され、委員長から、調査項目に関する資料請求、執行部との質疑応答、委員の意見交換を行ってきた経過が説明され、調査結果については調査報告書として取りまとめたことから議長に提出する。調査報告書は議長を通して議員全員に配付される予定であると説明がなされました。

以上、閉会中の所管事務調査報告書の提出につきましては、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

次いで、委員会提出議案として「牛久運動公園等の施設運営にあたり適切なる契約の締結を求める決議について」が提出され、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（板倉 香君） 次に、市川産業建設常任委員長。

---

平成30年12月20日

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会

委員長 市 川 圭 一

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 64 号	牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 66 号	牛久市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 68 号	平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第 70 号	平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決

〔産業建設常任委員長市川圭一君登壇〕

○産業建設常任委員長（市川圭一君） 産業建設常任委員会委員長審査報告。

平成30年12月13日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る12月18日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第64号は、牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、平成31年度から3年間にわたって、企業誘致奨励金の交付が各年度約4億円に増大すると見込まれることに伴い、その財源を計画的に確保するため改正するものであります。

審査に当たり委員からは、企業誘致事業の今後の展開について質疑がなされ、市執行部からは、東京などで行われる大規模な展示会において牛久市のPRを行ったり、進出企業に対するフォローアップを深める等の取り組みが、牛久市にとどまっていたと、または新たな企業を呼び込むことにつながっていくと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、当該条例が施行されてから約10年になるが、これまでの企業誘致事業による牛久市のメリットについて質疑がなされ、市執行部からは、景気の低迷により企業の設備投資が鈍化している状況ではあるが、牛久市では新規企業と既存企業を合わせた延べ9社が400億円を超える設備投資を行っていることに伴って税収も伸びてきている。市内2カ所の工業団地における平成30年度の固定資産税と都市計画税の税収は約9億3,000万円であり、5年前の平成25年度と比較すると約3億2,000万円の増収であったとの答弁がありました。

議案第66号は、牛久市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、土地改良法の改正に伴う引用条項の改正等を行うものであります。

審査に当たり委員からは、高齢等の理由により耕作を担い手に委託している農地の所有者が土地改良にかかる分担金が支払えない場合の対応について質疑がなされ、市執行部からは、この問題については以前から話し合われてきていることであり、土地改良区においても分担金の徴収については苦慮しているところである。この問題については今後、茨城県と連携して打開策を検討していきたいとの答弁がありました。

議案第68号は、平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）であり、当委員会所管の歳入の主なものとして、県支出金につきましては、茨城県機構集積協力金交付事業費補助金の計上等に伴う農林水産業費県補助金の増額計上等であります。歳入の主なものとして、農林水産業費の農業費は茨城県機構集積協力金交付事業費補助金の計上等であり、商工費は企業誘致事業等推進基金積立金を増額するものであります。

審査に当たり委員からは、今後の特定空き家数の見込みについて質疑がなされ、市執行部からは、現在、特定空き家として認定しているものが10物件であり、そのうち所有者が存在するものが8物件、所有者が不存在のものが2物件である。今後、少子高齢化の進行に伴い、特定空き家物件は増加していくものと考えている、との答弁がありました。

また、委員からは、GPP事業に対して補助金を交付した環境省の見解と会計検査院の指摘にはどのような相違があったのかとの質疑がなされ、市執行部からは、会計検査院による指摘は、蓄電池を使用した経緯がないであろうとのことでしたが、その後の調査の結果、使用した事実があることを証明できたため、システムとして成り立っていることは会計検査院にも認めてもらっている。当該補助金の応募要件として、年間の二酸化炭素削減量の目標値が27トンであるのに対して30トンの実績値が得られていることもあり、このシステム自体を認めてもらえるのであれば、それに付随する蓄電池についても補助金の対象として認めて

ほしいとのお願いを会計検査院に対して繰り返してきたが、最終的には認められないとの判断がなされた。本件について環境省からは遺憾であるとのコメントが出されている。牛久市としては、会計検査院による指摘を真摯に受けとめるという結論に至っているとの答弁がありました。

議案第70号は、平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であり、歳入歳出予算、繰越明許費及び債務負担行為について補正するものであります。

以上、4件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第64号、議案第66号、議案第70号は全会一致により、議案第68号は賛成多数により、いずれも内容適切なものとして認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（板倉 香君） 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより決議案第3号を除く各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で、決議案第3号を除く各委員長に対する質疑を終結いたします。

次に、決議案第3号に係る委員長の報告に対する質疑に入ります。

ここで、1番藤田尚美君に申し上げます。地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退席願います。

〔1番藤田尚美君退席〕

○議長（板倉 香君） 質疑のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で、決議案第3号に係る委員長に対する質疑を終結いたします。

ここで、1番藤田尚美君の入場を許します。

〔1番藤田尚美君入場〕

○議長（板倉 香君） この際、議案第68号平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）については、13番山本伸子君外2名から修正案の動議が提出されております。

これより本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。13番山本伸子君。

〔13番山本伸子君登壇〕

○13番（山本伸子君） 教育民生常任委員会で行った討論とほぼほぼ同じ内容ではございますが、改めて提案理由として説明させていただきます。

本修正案は、一般会計補正予算（第2号）の第3条第3表中「平成31年度小学生通学用ヘルメット購入、債務負担行為限度額18,205千円」を削除するものです。

このヘルメットの無償配布、子供たちの命を守るという大義名分の前に、にわかに対抗を掲げるわけではありませんが、牛久市に暮らす約5,000人の小学生全員にかかわることを、一部の大人の考えで、しかもトップダウンに近い形で決める、その決め方に問題があると考えます。

今、学校では、コミュニティースクールを進め学校運営協議会を設置し、子供たちを取り巻く課題について、さまざまな方たちと話し合いを行っていく、そういった学校を目指していると理解しております。第3回定例会（9月議会）の折の教育長の答弁でも、学校運営協議会では、例えば、子供たちの通学路の危険箇所への対応が課題となった場合には、安全を確保するための方策や誰がその役割を行うかなどを話し合います、そうお答えになっています。そうならば、今回のような小学生全員にかかわる重大な施策こそ、多くの方の意見を聞き判断していく、その過程が大切なのではないのでしょうか。

子供の命を守るために、全員が押しなべてヘルメットをかぶり通学するよう指導し義務化する必要があるのか、拙速に決めるのではなく、慎重に丁寧に検討していただきたいと考えます。

毎朝毎夕、通学路で見守りをしてくださっている地域の方々のお力があるからこそ、子供たちの安全が守られています。人には人が寄り添い守ってくれる、その気持ちを子供たちが持ち、感謝の心とともに成長してもらいたいと思わずにはられません。

「安全のためにヘルメットをかぶって通学するまち」より、「ヘルメットをかぶらなくても安全なまち」、そんなまちを、市政をあずかる市長に目指し再検討いただきたく、この債務負担行為については修正削除するものです。

よろしく御審査いただき、修正について可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（板倉 香君） 以上で、13番山本伸子君の提案理由の説明は終わりました。

これより本動議についての質疑を許します。16番利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） ヘルメット着用は子ども、何が何でも反対するものではありません。しかしながら拙速過ぎると、今の提案者の理由にもありました。保護者、子供たちへの説明がないまま導入することは問題だと考えております。

そこで質問ですが、これが可決されれば4月に導入ということが間に合わないと思いますが、その点についてはどうお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 13番山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 利根川議員の質問にお答えいたします。

執行部から示されたこの補正予算がこのまま通れば、1月に発注して4月に新入生には配布できるという

ことになっているかと思えます。否決されるというか修正動議が通れば、その配布が一、二カ月あるいは二、三カ月先送りになることもあろうかと考えます。

しかしながらそれよりも大切なことは、やはり当事者である子供たちの意見、それから保護者の意見。それを聞いて、それから決めなければいけないのではないかと私は思っております。特に、やはり小学生全員にかかわること、また、これからの子供たちにもかかわることになってきますので、その辺をよく考えていただきたいと思って修正動議を提出させていただきました。

あと、子供の意見がいかに大切かということをやっと指し示したいと思いますが、こどもの権利条約というのがあります。これは国連の総会で1989年に採択されておりまして、日本でも1994年に批准しております。この中に、子供の意見がいかに大切かということを書いてあるところがございます。

第12条です。

1、締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2、このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

つまり、子供たちに影響を及ぼす施策を決めるに当たり、子供の意見を聞く権利、子供が意見を発する権利があり、私たち大人はそういう子供の意見を聞く機会を与えなければいけない。そう書かれております。

以上です。

○議長(板倉 香君) ほかにありませんか。6番杉森弘之君。

○6番(杉森弘之君) 何点か質問させていただきます。

1つは、今お話のあったところですけれども、子供の意見を聞く機会あるいは親の意見をもっと聞けという話ですけれども、先ほどの教育民生常任委員会の委員会報告の中では、次のように報告がされています。市執行部からは県からヘルメット着用促進の依頼があり、また大阪北部地震でのブロック塀倒壊による児童の死亡事故発生後の通学路の安全点検結果、市内児童の交通事故による被害発生など種々の状況により、徒歩通学児童のヘルメット着用の判断をした。先行自治体でも導入時には反発もあったが、一、二カ月で反対意見はなくなった。県の調査によると、県内の通学用ヘルメットを導入しているのは11市町村であり、そのうち全域の学校で導入しているのは7市町村ある。そのうち、那珂市が半額補助、五霞町が500円補助、その他が全額補助となっている。学校、保護者等への説明については10月25日校長会への説明、11月21日市内全校のPTA役員会の会合時に説明し、その中ではいずれも反対の意見はなかったとの答弁がありましたという報告であります。子供の意見を聞く、親の意見を聞くというのは大事なことなんです、その場合、提案者は子供の意見を聞くというのは、具体的には何を指しているのか。例えば、全校集会を開くと

か、それは極端な話だろうかとも思いますけれども、具体的には何を意味しているのかということをお聞きいたします。

それから、一部の大人の考えで、しかもトップダウンに近い形で決めたとありますが、それは具体的にはどうということなのか。ちょっとわかりませんので、質問をいたします。

それから、通学路の危険箇所への対応という問題が出されているわけですが、これは確かに重要な問題だろうと思いますが、これは全員協議会の中での説明にもありましたように、この通学路の危険箇所というのは主に民有地、各自宅で私有財産になるわけですね。そこの修築ですとか、そういう問題を強制するわけにはなかなかいかない。つまり、危険箇所が撤去されるということが、そう簡単にできる問題ではないということの報告も受けたわけです。これを、しかし粘り強く続けていくということは、大変大事なことかと思いますが、それが先行でヘルメットは後だという考え方になぜなるのかというのが、ちょっと私にはわかりません。

それから最後に、これは何か理想に近いのではないかと思いますけれども、安全のためにヘルメットをかぶって通学するまちより、ヘルメットをかぶらなくても安全なまちという、こういうことは私も理想としてはいいかと思いますけれども、安全なまち、安心なまちというのがそう簡単にできるものだと私は思っておりませんし、例えば、犯罪とかそういうことだって、警察がなくても安心安全なまちみたいなことは、理想としては言えますけれども、そんな簡単にできることではないと思いますけれども、その点についてはどのようにお考えなのか。質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 13番山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 杉森議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目、保護者の意見と周りの意見も聞いているのではないかと、報告にはそのように書いてあるということでしたが、これはあくまでも学校長、それからPTA役員にとどまっております。私が伺っている保護者からは、そういうお話は何も聞いてもらっていないと、当事者としての子供の意見、また保護者の意見というのは聞いてもらう機会がなかった。具体的に申し上げますと、やはり子供の意見を聞くというところでは、アンケート調査、意識調査をして、例えば暑いとか重いとかという苦情があるかもしれませんが、それを子供が納得するように、もし本当にヘルメットが大事ならば、子供が納得できるように保護者にも説明するのが教育の場の学校の先生たちの仕事ではないのかなと思っているところです。

それから、民有地への対応ということですが、もちろん民有地ですので、そういう危険なブロック塀を改修するに当たっては財政的なものもあります。自治体によってはそういうところに補助を出しているところもあります。通学路の安全というのは、警察署の方も一緒になって通学路の安全審議会というのがございます。そういうところでもう少し地域の方とも、そういう専門の方とも話し合いをしながら、民有地の方たちにも、地域の方も一緒になって説明していくという、そういう姿勢が大事ではないかと思っております。

あとは理想論ということですね。そんな簡単に安全、安全という理想論を掲げてということではございますが、ヘルメットをかぶるからもちろん100%安全とは言えません。やはりそこには人と人のかかわり合いというのが大事になってきます。簡単に安全というのが担保できないことはわかっておりますが、民有地のことができないからヘルメットと否定するのではありませんけれども、何というんですかね、安易に対症療法的に、ヘルメットをかぶったら大丈夫だよ、自分自身のことは自分自身で守りなさいという自己責任論にもつながるような、そういったやり方は私はいかがなものかなと思います。まずできるところから、行政としても地域としても皆さんのお力をかりて対処していくのが必要でないかなとは思っております。

トップダウンに近い形を具体的にですね。ですので、今回このヘルメットをかぶるという議案に関しては、教育委員会もしくは市長から、保護者からの要望がなく、その前に上がってきたと全協でも御説明がありました。そういう意味でトップダウンと、私は申し上げております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 政策決定の仕方というのはいろいろあるわけで、市民からの要望というものを踏まえながらやる場合というものももちろんありますし、それから、執行部当局が他の自治体での経験ですとかそういうものを検討する中で、必要であろうという考えを持って進めていく、そういうことももちろんあるだろうと思います。今のお話ですと、トップダウンというのがちょっとよくわかりにくかったというのが一つです。

それと、子供の意見を聞くというのがアンケートということなのかということもちょっと疑問で、それも一つの方法というのはわかるわけですが、お話を聞いていると、そのアンケートがなかったからトップダウンであるし、子供の意見あるいは親の意見を聞いていないという形にもちょっと聞こえたわけですが、少しその辺がもうちょっとよくわからないというのが、聞いていて感じたところです。

それと、危険箇所への対処というのが、これを促進すべきだということはこれは違いはないわけですが、要はヘルメットをやるということがそれへの対処をしないという否定につながるのかどうかということ、それがちょっと関連性がよくわからないということと、あと、ヘルメットを配ることが自己責任論だというお話があって、これはちょっとよく理解のできないお話ですので、再度質問をさせていただきます。

○議長（板倉 香君） 13番山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 杉森議員の質問にお答えいたします。4点ですかね。

他の自治体での要望、検討、そういったものも必要じゃないかということですが、地域性があると思うんですね。この茨城県の中で幾つか、11市町村で導入されていて、そのうち7市町村が全戸に配布しているということですが、裏返せば、それ以外の市町村は学校ごとに配布している。それはなぜなのかというと、私もちょっと確認いたしました、実際に交通事故が起きている、そういうところの学校では、学校長もし

くは学校の判断でヘルメットの配布をしているということでした。そうならば、翻って牛久市はどうか。牛久市は幸いなことに、地域の皆様の御協力で、そういった大きな事故は発生しておりません。その中で一斉にヘルメットを押しなべて配布する必要があるのか。学校ごとの地域性もあると思いますので、その辺を検討していただきたいと思います。

あとはアンケートということですね。子供の意見というのが、今ここにはどこにも出てきていないんですね。保護者の要望もなければ子供たちからの要望もない。そんな中での決定であると思います。それが1点です。

それから、自己責任論ということですが、これは執行部がこの前の答弁で、教育部長が答えていらっしゃる。ヘルメットを配布することで、自分自身の身は自分で守るということを教育部長がおっしゃいました。それは、裏返せば、ヘルメットは配ったのだから自分自身の身は自分で守りなさいという意味にもとれるのかなと思います。

ヘルメットをかぶることを、別に否定をしているわけではありませんが、その決定過程で子供の意思を尊重してもらいたいということを言っております。

以上です。

○議長（板倉 香君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で、本動議についての質疑を終結いたします。

これより、決議案第3号を除く提出されている全議案に対する討論に入ります。

まず、原案賛成の方の発言を許します。7番須藤京子君。

〔7番須藤京子君登壇〕

○7番（須藤京子君） 議案第68号、平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）に対する賛成討論を行います。

本議案については、質疑や委員会審査の中で特に債務負担行為に計上された平成31年度小学生通学用ヘルメット購入についてと運動公園プールのドーム上屋を解体する工事請負費について、質問、意見が集中しました。そのほとんどが、これらに対し疑問を投げかけるものや反対するものでした。私は所管常任委員会の委員長という立場上、発言することができませんでしたので、討論の場において意見を述べさせていただきます。

まず、小学生の通学用ヘルメットの購入についてであります。質疑や委員会審査の中で気がついた大きな点は、危機意識に対する認識の違いでありました。導入の背景に大阪北部地震でのブロック塀倒壊による死亡事故があることが説明されたことから、子供たちの登下校時の危険については、通学路の安全対策がクローズアップされました。しかしながら、登下校時の危険はほんのささいな日常の中に潜んでいるのでありま

す。子供の下校時の見守り活動をされていた方から、子供たちが帰り道でふざけ合ったりちょっとした悪ふざけをしていたり、こんな光景を目にし、こうした子がひょんなことで転んで頭を打ったりしないか、車道に飛び出したりしないか、いつも冷や冷やしていたとお話しされ、子供の命を守る責任の重さに耐えられないとおっしゃっておられました。ヘルメットをかぶらなくても安全なまちをつくるということは、登下校時の児童が軍隊の行進のように整然と肅々と前を歩くような指導をしなければいけないということになってしまっているのではないのでしょうか。これは極論のような形かもしれませんが、見守りがあるから守られているんだという御発言の中に、実は見守り活動をされている方が本当に真摯にその点を心配されているということの認識がとおりになるのでしょうか。

登下校時の子供の安全をどうイメージするかでヘルメットの必要性は変わってくるのではないかと思います。いつ起こるかわからない災害を想定するとき、多くの場合、正常性バイアスが働くと言われております。体が震えるほどの危険を経験していない方々も、やはり正常性バイアスが働いてしまうものではないのでしょうか。

市長は長いこと消防団活動をされてこられました。その活動の中で、火災や災害の現場で命の重さを感じずにはいられない場面に幾度となく出会わされたのではないかと思います。

私も、幼いころの伊勢湾台風の記憶が体にしみついています。神奈川県にいましたが、夜ごうごうと降る雨、風におびえ、積み上げられた畳の上に座らされ一夜をしのいだ記憶が今も残っています。翌朝には農機具小屋が飛ばされ、豚小屋でひいひい言っている豚たちを見ることがあります。

ヘルメット一つで身が守れるわけではありませんが、せめて頭の保護だけでもと思う気持ちを私は理解できます。ヘルメットの導入がトップダウンで決まったのではないかと疑問視する意見もありました。私もかつて同様の趣旨で市政運営を疑問視する発言をしたこともあります。しかしながら、今回のように認識の違いが大きく影響する事案は、ある意味トップダウンのような形でしか決められないのだとも言えるのかもしれませんが。どの親にとってもかけがえのない我が子の命。その子供たち4,800人余りの命の重さを市長はしっかり受けとめられたのだと、私は思います。

また、ヘルメットの購入経費についても意見が出されていました。どの御家庭でも教育費、養育費の負担はさまざまあり、ヘルメットを買う予算があつたら、もっと必要なものに使ってほしいという声があるような発言もありました。こうした意見を市民の方はよくなさいます。予算と事業の関係を御理解されていない部分もあり、市民の方がこうした発言をされるのは仕方ないと思いますが、私たち議員がそうした心情に同調してしまっているのでしょうか。予算は一つのパイの中で分捕り合戦をやるものではなく、事業の必要性を検討し予算化していくものであります。したがって、ヘルメット導入の予算を使わなければこっちに使えるというものではないのです。

こうした論理展開はひたち野うしく中学校新設のときにも使われました。中学校新設にかかるお金は高齢

社会への対策に使うべきだ、介護保険に回せというようなものです。単純に同じ土俵で論じられない要素があるにもかかわらず、乱暴に論じてしまって決めてしまってよいのでしょうか。疑問であります。

次に、牛久運動公園プールドームの上屋解体工事についても、さまざまな質問、意見が出されました。上屋解体工事については、児童生徒、市民の命を守るために必要な措置だと考えます。運動公園プールが中学生の水泳授業を行う施設として使用されている状況を鑑みれば、早急な対策が求められることも理解できるものであります。委員会の質疑の中には今後の公共プールのあり方を問うものもありましたが、今回の措置は緊急避難的に行う事業であり、公共プールのあり方は教育基本計画や公共施設管理計画、総合計画などの中できちんと検討し結論を出していく案件だと思います。計画的な市政運営を心がけ、当初予算を重視されている根本市長がプール上屋の解体工事を補正予算で対応を決められたということは、通学用ヘルメット導入に相通ずる、命を守る姿勢が貫かれていると思った次第であります。

しかしながら、所管課の事務取扱については、いささか言及せざるを得ません。プール上屋の基本構造である鉄骨底部には、かねてよりさびによる腐食が見られ、塗装の剥落もあり、早急な対策が求められていたにもかかわらず、スピード感に欠けるものであったことは否めないと思う次第です。また、補正予算の計上に当たっては、信頼性のある解体工事費が示されなければなりません。疑問を投げかける状況をつくってしまったことは遺憾であります。市民に信頼される市政運営は一つ一つの事業の進め方の中にあることを、肝に銘じていただきたいと思っております。

とはいえ、根本市長の命を守るという姿勢に共感し、本議案については賛成する次第であります。議員の皆様のお賛同をお願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。8番黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 意見書案第9号に対し、賛成討論をいたします。

国民誰もが消費税を増税するという負担増を、もろ手を挙げて賛成はしたくないと考えます。例えば、100万円のお買い物をしたら10万円の消費税、これが付加されていくわけです。今までも100万円の買い物をして8万円の消費税の負担はしてきましたけれども、8万円と10万円というその辺が、やはり感情的にも大変重税と感じているところです。

しかしながら、この増税も国家経済が立ち行かなくなりましたギリシャやイタリアと比べましても、世界で最も突出したGDP23.2%という膨大な国の借金の返済と待たなしの社会保障費の増加で、増税も仕方ないのかなと考えておりました。ちなみに、日本の借金は、財務省の資料では2017年度末で1,223兆円となり、社会保障費については、平成30年度の予算ベースで国の負担は約33兆円で、歳出全体の3割超で過去最大になっていたことです。そのような中で、消費税については嫌でも容認しなければなら

ないのかなとは考えておりました。しかしながら、消費増税に向けた対策の内容が昨日示されたわけでありませけれども、まず社会保障費を2019年度は4,800億円程度に抑えるというもので、その中におきまして、75歳以上の後期高齢者医療制度では、低所得者向けの保険料軽減特例の廃止が示されております。また、税率区分では、大変わかりづらい複雑怪奇で、電子マネーやクレジットカードの支払いについては、国の負担で購入額の5%分をポイント還元するとのことです。消費税の増税後の9カ月間とはいえ、その予算が2,798億円の対策費として計上されております。大変大きな金額だと考えます。電子マネーやクレジットカードのキャッシュレス決済にはなじまない65歳以上の世帯が個人消費全体の4割を占め、平成28年度で95兆円に達していたとの第一生命経済研究所の試算でもありますが、国のキャッシュレス社会の促進に同調しなければ何のメリットもないことになるわけです。そしてまた複雑な、先ほども申しましたけれども、税率区分は、例えば日本酒は10%で甘酒は8%、リポビタンDは10%でオロナミンCは8%、小中学校の給食は8%ですがメニューが選択できます学生食堂は10%などなど、一般的に同類と考えられるものでも10%と8%に分かれることに混乱をしまいそうですし、市民の何人かに話を伺いましたら全く同様の意見が寄せられております。

この消費税の還元の5%のポイント制につきましては一時的とは申しましても、本当に今回8%から10%の消費税の増税が必要であるということであるならば、全く単純に消費税をしっかりと上げて、こそくなこのような国民をだますようなやり方はしてほしくないと思います。この増税に対しましては、私は本当に必要悪ではないかと考えているところです。

そういう中でことしの国会の前半は、本当に森友学園や加計学園のような私的な税金の使い方、このようなことをするのではなくて、税金は国民に平等に分け隔てなくあまねく行き渡るべきであると考えております。

消費税の増税は、非正規雇用や年金受給者が多い中で逆進性が問われることでもあり、大衆課税の強化でもあることから、市民の代弁者として市民に寄り添った議員の皆様といたしまして、消費税の10%への引き上げの中止を求める意見書に対し、ぜひ御賛同のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 議案第68号について、賛成の立場で討論を行います。

牛久市が来年度、小学生児童の登下校の安全確保のためヘルメットを無償配布することは、児童の命を守る観点からとてもよいことだと思います。

私は今、交通指導隊としても活動させていただいておりますが、先日、立哨指導の後、中根小学校の保護者の方10名余りから、ヘルメット配布の件について御意見をいただきました。内容は、保護者説明もない

まま配布が決定されたことです。その意見に対しては私も同感でございます。命の大切さはもちろんですが、やはりそれを使用させる保護者や使用する児童に、事前にアンケートを実施したり、また、理解を得るために、警察の交通課等の御協力をいただきながら市内全小学校に事前周知すべきであったのではないのでしょうか。

しかしながら、大阪北部地震でブロック塀の倒壊による児童の死亡事故や、平成30年4月23日に牛久市内の小学校児童が、下校後の交通事故により脳挫傷から高次脳障害となる事故も発生しており、また、本年はこれまでに小学校7件、中学校31件の市内児童生徒が被害者となる交通事故が発生しています。これらの事故から将来の牛久市を担っていく子供たちのかけがえのない命を守らなければなりません。それが私たち議員を初めとする大人たちの使命であると、私は考えます。そのためにも、徒歩通学児童用ヘルメットの着用は必要なものであり、議案第68号に賛成するものであります。

議員各位の御賛同を心からお願い申し上げます、議案第68号の賛成討論を終わります。

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。14番遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 意見書案第9号、消費税10%への引き上げの中止を求める意見書の提出について、賛成討論を行います。

私たちの暮らしや地域経済は、今大変深刻な状況です。そのような中で、安倍首相は、来年10月に消費税率を8%から10%への引き上げを表明いたしました。しかし、消費税には所得の低い人ほど負担が重くなる逆進性があります。税率が10%になれば、逆進性がさらにひどくなります。試算によると、年収200万円未満の世帯では、現行の消費税率8%で年収への負担率は8.9%、10%になると、軽減税率を加味して計算をしても10.5%と、負担率が税率を上回ります。200万円未満の世帯は貯蓄を取り崩さないと生活できない、負担率が税率を上回ると解明している過酷な税制であります。

また、消費税の納税義務のある中小企業にとっても大打撃となります。8%から10%になると消費税は1.25倍になります。これが顧客に転嫁できなければ、さらに利益は減ります。既に仕入れや経費が値上がりしており、燃料代、ガソリン代が上がり、寒冷地方を中心に冬はどうなるのか、悲痛な声も出されています。ある業者は、税率区分が8%、10%の複数になったら大混乱になってしまう、大きい店ならば新たな機械を入れることもできるが、うちみたいな小さな店では入れることもできない。価格に上乘せができれば経営も苦しくなり、死活問題だと訴えがありました。

さらに、消費税は社会保障のためと言われましたが、医療や福祉、年金、介護はよくなったでしょうか。安倍政権の約6年間では、社会保障費、これは国費と給付費を含めた金額です、が約3兆8,850億円も削減をされました。削減内容の一例を申し上げますと、複数年にわたります生活保護の生活扶助費削減、診

療報酬では2016年に1.31%、2018年には1.19%の減額、医療では70歳から74歳で2割負担、介護での2割負担の導入、厚生年金の支給開始年齢は60歳から65歳へ、さらに70歳への延長も検討されています。それでも社会保障のためと言えるでしょうか。

安倍政権が10%の税率引き上げと同時にやる軽減税率の導入は、地域経済を混乱させるものです。自動車や住宅など耐久消費財の減額措置、クレジットカードで買い物をした額のうち、増税2%分をポイント還元、マイナンバーカード活用での還元案なども出されています。また、中小業者にとり、2023年に導入されますインボイス、適格請求書制度は複雑な仕組み、実務作業が大きな負担になります。また、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題も出されています。消費税は1983年、3%で導入をされ、1997年、5%、2014年、8%に引き上げられてきましたが、消費税率は上がったのに税収はふえていませんでした。この間に集められた消費税額総額で約349兆円。その間の法人税三税、これは法人税、法人住民税、法人事業税、これの減収が約280兆円というように、消費税は法人税減収分の穴埋めにされてしまったからです。日本国憲法は応能負担原則にのっとった税制の確立を要請しております。今必要なことは消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公正税制を正すべきであります。5兆円を超える軍事費や不要不急の大型公共事業への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済の振興に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとり、消費税への10%引き上げは中止をすべきです。住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税への10%引き上げ中止を求める意見書に賛成をいたします。

議員各位の御賛同を心からお願いをいたします。

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。16番利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 議案第68号、補正予算についての修正動議に対する賛成討論をいたします。

市政の運営、憲法や地方自治法に基づいた行政運営に立ち返ってもらいたいという一念から、討論に参加をいたします。

憲法、地方自治法が定める地方自治の本旨は、いわゆる住民自治、地方自治。私たちはこれを住民が主人公と考えております。市の主人公は市長でも職員でも議員でもありません。牛久市の主人公は市民そのものであります。今回提案されている債務負担行為、それらの観点から言えば、十分な説明や議論もなく拙速過ぎると考えるものであります。地方自治体の一つの目的は公共の福祉、全ての人たちがこの牛久市に住んで幸せに暮らせるまちづくりであります。これは、私たちは基本的に憲法、地方自治法に基づくまちづくりと考えております。

今回のヘルメット着用について質疑の中で明らかになってきたことは、保護者や子供たちに説明をしてい

ないということであり、校長会や教育委員会、PTA役員会などの説明だけということでありました。その中で校長の、一、二カ月程度でなれるという発言には、驚きを禁じ得ませんでした。全くのところ、子供たちの基本的な人権を考えていない、考慮していないということであり、全ての保護者に対し十分な説明をすること、全ての学校、クラスで子供たちにその必要性を教師を含め説明をし、了解を得ることなしに義務化することはすべきではないと考えております。

全ての子供たちへのヘルメット着用には矛盾点多過ぎます。例えば、奥野小学校へスクールバスで通う子供たちへの着用義務化は理解できるものではありません。スクールバスに乗車するのに、自宅から数十秒しかかからない子供もおり、その子供への義務化も問題であります。さらに、おくのキャンパスへ通う子供たちは、自宅の駐車場から生涯学習センターまで送迎をしてもらいスクールバスに乗車する、スクールバスは奥野小学校の駐車場へ。どこに危険箇所があるのでしょうか。子供たちには到底理解できないことでありましょう。

子供たちそれぞれに地域的、地理的条件が違います。保護者、子供たちの理解を得られないままの一元的な義務化には大きな問題があり、子供たちの人権侵害にもなりかねません。基本的人権は年齢によって左右されるものではなく、かぶる必要のない子供、かぶりたくない子供もいるでありましょう。これらの疑問などを解決しなければ、保護者や子供たちに理解されないでありましょう。

中学の公民では、基本的人権は人間が生まれながらに持っている人間の権利としております。中学校の公民教育で、教師は基本的人権を子供たちに教えているのではないのでしょうか。それを脇に置いて、2カ月もたてばなれる、これは明らかに情けない発言だと言わざるを得ません。基本的人権の意味も理解できない教育者がいること自体、信じられないことでもあります。さらにそれを教育委員会が丸のみし受け入れることも信じられません。

憲法11条は、国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられるとあります。また、子どもの権利条約第29条、締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。(a)として、児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。(b)として、人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成することとあります。

教育者が理解できない子供たちに対しヘルメット着用を強要することは、基本的人権を侵すことにもつながり、許されるものではないと考えます。ヘルメット着用は何が何でも反対するというものではありませんが、議論もないまま義務化することは性急過ぎます。審議の中で説明をされた2015年6月1日に改正された道路交通法は、自転車走行を対象にしたもので、歩行者ではありません。自転車通学をしている子供たちは既にヘルメットを着用しております。道交法は歩行者、通学者へのヘルメット着用を義務づけたものでもありません。また、通学路の危険箇所についても、当然市が責任を持って解消しなければなりません。

ん。これを放置してヘルメットの着用義務づけを課すのは、納得できるものでもありません。たびたび大阪のブロック塀崩壊による事故を例に挙げておりますが、これは教育委員会と自治体の大きな責任であります。あたかもヘルメットをかぶっていればこのような事故がなかったというふうに受け取れるわけですが、ヘルメットを着用していれば事故は防げたのでしょうか。そんなことはないであります。市内の危険箇所はブロック塀だけではありません。それを改修するのが教育委員会、そして自治体の責任であります。それを放置しては、責任逃避と言わざるを得ません。ヘルメット着用義務化の前にやるべきことは幾らでもあります。早急に行うべきことは、保護者と子供たちの理解を得ることです。多少実施期間がおくれても優先しなければならぬと指摘をいたしまして、本修正動議に賛成をいたします。

議員各位の良識ある御判断で同意くださいますよう切に訴えまして、賛成討論といたします。

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。2番秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 議案第68号、平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）について、賛成討論を行います。

本年、大阪北部地震でブロック塀崩壊により小学4年生の女の子が死亡した事故などを受け、来年度より小学校に在学する児童約4,850人にヘルメットを無償配布するための補正が組まれました。平成25年から29年に起きた交通事故を分析したところ、歩行中の小学生の死傷者数は、この5年で2万7,264人に上ります。学年別に見ると、最も多いのが小学1年生の7,461人。学年が進むにつれて減少し、最も少ないのは小学6年生の2,085人となっております。死者に絞ると、最多は小学1年生の32人で、最少は小学6年生の4人となっております。歩行中の交通事故を見ると、小学1年生の死傷者数は6年生の3倍以上、死者に絞ると8倍に上ります。

先ほど修正案の提出者の山本議員より、幸いにも牛久市において大きな事故がないとおっしゃいました。本年4月、本市において、小学校の児童が犬の散歩中、交通事故に遭い、脳挫傷からしばらくの間意識が戻らない、そういう事故がございました。私を初め関係者は大変心配をしておりました。その後、意識は戻りましたが、高次脳障害となる大事故は発生をしております。その際、関係者は、ヘルメットをかぶっていたら、そう一言おっしゃっていました。また、先日も大阪市淀川区において、自転車で走行中の12歳の女の子が大阪シティバスと接触をし、亡くなるという事故も発生しております。

交通事故で負うけがの中でも、頭部外傷や内臓損傷を負った場合、残念ながら死亡してしまうという可能性が高いようです。特に頭部外傷に関しては、全交通事故死因の70%を占めると言われています。だからこそ、予期せぬ事故や災害があった場合、頭部を守るためのヘルメットが必要であると私は考えます。

未来の宝である子供たちを私たち大人は何を置いても守っていかなくてはなりません。それも議員の役割、

自治体の役割であると考えます。よって、議案第68号に賛成するものであります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） これをもって、決議案第3号を除く全議案に対する討論を終結いたします。

次に、決議案第3号に対する討論に入ります。

ここで、1番藤田尚美君に申し上げます。地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退席をお願いします。

〔1番藤田尚美君退席〕

○議長（板倉 香君） まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） これをもって、決議案第3号に対する討論を終結いたします。

ここで、1番藤田尚美君の入場を許します。

〔1番藤田尚美君入場〕

○議長（板倉 香君） これより議案第61号ないし議案第75号の15件、意見書案第9号の1件について、順次採決いたします。

初めに、議案第61号、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条

例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立多数であります。よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、牛久市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、牛久市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、牛久市公園条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）、まず、本案に対する山本伸子君外2名から提出された修正案（第1号）について、採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立多数であります。よって、議案第68号は可決されました。

次に、議案第69号、平成30年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、平成30年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、平成30年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、損害賠償の額を定めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、損害賠償の額を定めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第9号、消費税10%への引き上げの中止を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立少数であります。よって、意見書案第9号は否決されました。

次に、決議案第3号について採決いたします。

ここで、1番藤田尚美君に申し上げます。地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退席願います。

〔1番藤田尚美君退席〕

○議長（板倉 香君） 決議案第3号、非正規雇用保育士の処遇改善を求める決議案について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、決議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、1番藤田尚美君の入場を許します。

〔1番藤田尚美君入場〕

○議長（板倉 香君） 次に、日程第18、決議案第4号の1件を議題といたします。

—————○—————

決議案第4号 牛久運動公園等の施設運営にあたり適切なる契約の締結を求める決議について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。7番須藤京子君。

〔7番須藤京子君登壇〕

○7番（須藤京子君） 牛久運動公園等の施設運営にあたり適切なる契約の締結を求める決議。

本決議案の提案理由を述べるに当たり、これまでの経緯について説明させていただきます。

教育民生常任委員会は、本年第2回定例会最終日に、「牛久運動公園プール管理業務委託に関する調査研究について」を調査項目とする閉会中の所管事務調査の申し出を行い、調査研究を行ってまいりました。

まず、委員会開催に当たり、調査研究に必要な資料の提出を求めるとともに、8月30日には所管課の出席を求め、慎重な審査を行いました。また、あわせて牛久運動公園プール及びトレーニング室並びにひたち野うしく小学校屋内プール及びスタジオも視察しました。

その後、第3回定例会の常任委員会において、閉会中の所管事務調査について一定の調査を終えたことから、結果をどうまとめるのか等の意見が出されました。

その結果、委員会としては、今後の契約に当たっては市の監督者責任も含め十分な調査研究を行い、随意契約が妥当と判断した場合においても契約内容を精査するなどの検討を行う必要があると判断するに至り、決議（案）の提出を進める方向で合意し、今議会での提出となった次第です。なお、調査報告書につきましては、ここで「て」が抜けておりますので加えてください、調査報告書につきましては議長宛てに提出し、お手元に配付しております。

議員の皆様にはこうした経緯をご理解いただき、内容につきましてはお手元の決議案を御精査いただき、御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で決議案第4号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第4号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） これをもって、討論を終結いたします。

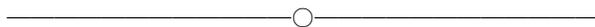
これより決議案第4号について採決いたします。

決議案第4号、牛久運動公園等の施設運営にあたり適切なる契約の締結を求める決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、決議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（板倉 香君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成30年第4回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時00分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 板 倉 香

署名議員 秋 山 泉

署名議員 尾 野 政 子